

愛媛県における獣医療を提供する体制の整備を
図るための計画書

平成23年12月

愛 媛 県

目 次

獣医療を提供する体制の整備を図るための愛媛県計画

愛媛県における獣医療をめぐる情勢と獣医療提供体制整備の基本的考え方	1
第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標	1
1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状	1
(1) 診療施設	
(2) 主要な診療機器等	
2 診療施設の整備に関する目標	6
(1) 診療施設別の整備目標	
(2) 各地域における診療施設の整備目標	
第2 獣医師の確保に関する目標	9
1 獣医師の確保目標	9
2 獣医師の確保対策	9
(1) 産業動物獣医師及び公務員獣医師の確保	
(2) 労働条件や環境の改善	
(3) 再就職支援	
第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域	10
第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針	10
1 組織的な家畜防衛体制の確立	10
2 診療施設・診療機器の効率的利用	11
3 獣医療情報の提供システムの整備	11
4 衛生検査機関との業務の連携	11
第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項	11
1 臨床研修	11
(1) 産業動物分野	
(2) 公務員分野	
2 高度研修	12
(1) 産業動物分野	
(2) 公務員分野	
(3) 小動物分野	12
3 生涯研修等	
第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項	12
1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備	12
2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等	13
3 広報活動の充実	13
4 診療施設の整備	13

愛媛県における獣医療をめぐる情勢と獣医療提供体制整備の基本的考え方

本県の畜産は、果樹に次ぐ農業産出額を誇り、愛媛の基幹産業として地域経済の発展と県民生活の向上に大きく貢献してきた。各畜種において飼養戸数は減少傾向にあるものの、1戸あたりの飼養頭羽数は年々増加しており、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」、「家畜及び鶏の改良増殖計画」等においては、地域資源の活用によるコスト低減・省力化並びに生産性及び品質向上による畜産経営の推進が示されている。

これら各計画との整合性を図り、疾病の予防、治療及び保健衛生指導から集団管理衛生技術及び獣医療関連情報の提供、さらには万が一の家畜伝染病の大規模な発生時に迅速に防疫対応の実施に至るまでの包括的な獣医療が提供できる体制を確立するための基本目標とする。

第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状

(1) 診療施設

各地域における産業動物及び小動物等の診療施設の開設状況は、次のとおりである。

地域	診療施設数	内容(開設主体の種類別内訳)							備考
		県	市町	農業協同組合	農業共済組合	法人その他の団体	獣医系大学	個人開設施設	
東予地域 (西条)	13	2			2			9	
	13					5		8	
東予地域 (今治)	5	1		1				3	
	8					3		5	
中予地域	13	2		2	1	3		5	動物園含む
	46	1				10		35	愛護センター含む
南予地域 (八幡浜)	15	2			2			11	
	9					1		8	
南予地域 (宇和島)	8	1			1			6	
	6							6	
計	54	8	0	3	6	3	0	34	
	82	1	0	0	0	19	0	62	

〔 上段:産業動物診療施設
下段:小動物他診療施設 〕 (単位:ヶ所)

資料：獣医療法第3条の届出（平成22年12月31日現在）

（注）診療施設には獣医療法第7条に規定する「往診診療者等」を含めるものとする。

(2) 主要な診療機器等

産業動物診療施設における施設整備の現状は表1、主要な診療機器整備の現状は表2のとおりである。

表1 施設の整備状況(平成22年12月)

(単位:力所)

地域	開設者区分	診療施設数	内容				備考
			検査室	手術室	解剖室	焼却施設	
東予地域 (西条)	県	2	1		1	2	養鶏研究所含む
	農協						
	共済連	2	2				
	法人・その他の団体						
	個人開設施設	9	8	1			
小計	13	11	1	1	0		
東予地域 (今治)	県	1	1		1		県酪連診療施設
	農協	1					
	共済連						
	法人・その他の団体						
	個人開設施設	3	1	1			
小計	5	2	1	1	0		
中予地域	県	2	2	1	1	1	動物園を含む 県酪連、全農えひめ診療施設
	農協	2					
	共済連	1	1				
	法人・その他の団体	3	2	1			
	個人開設施設	5	3	2			
小計	13	8	4	1	0		
南予地域 (八幡浜)	県	2	1		1	2	畜産研究センター含む
	農協						
	共済連	2	2				
	法人・その他の団体						
	個人開設施設	11	8	3			
小計	15	11	3	1	0		
南予地域 (宇和島)	県	1	1		1	1	
	農協						
	共済連	1	1				
	法人・その他の団体						
	個人開設施設	6	4	2			
小計	8	6	2	1	0		
合計	県	8	6	1	5	6	
	農協	3	0	0	0	0	
	共済連	6	6	0	0	0	
	法人・その他の団体	3	2	1	0	0	
	個人開設施設	34	24	9	0	0	
	計	54	38	11	5	6	

表2 診療機器等の整備状況(平成22年12月)

地域	開設者区分	診療機数	(単位台)																
			検体成分析装置					生体画像装置				免疫DNA装置等							
			血液生化学分析装置	自動血球計数装置	血液電解質分析装置	高速検体処理装置	蛍光分光光度計	原子分光光度計	分光光度計	X線装置	超音波診断装置	心電図計	ファイバースコープ	フルリザー	遺伝子増幅装置	リアルタイムPCR	検疫用PCR検査機器	クリーンベンチ	安全靴
東予地域 (西条)	県	2	2	1		1			2		1			1	1			2	
	農協	0																	
	NOSA	2	2	1						2									
	法人・その他の団体	0																	
	個人開業施設	9	2	2					2	2	1								
	小計	13	6	4	0	1	0	0	2	2	5	1	0	1	1	0	0	2	0
東予地域 (今治)	県	1	1	1	0	0	0	0	0	1			1	1	0				
	農協	1																	
	NOSA	0																	
	法人・その他の団体	0																	
	個人開業施設	3	1	1	1				1	1		1							
	小計	5	2	2	1	0	0	0	0	1	2	0	1	1	1	0	0	0	0
中予地域	県	2	2	2	1	2	1	1	2	1	2	1		3	3	1	1	3	2
	農協	2																	
	NOSA	1	1	1	1						1								
	法人・その他の団体	3	1	1	1					1	1	1							
	個人開業施設	5	2	2	1					2	2	2			1				
	小計	13	6	6	4	2	1	1	2	4	6	4	0	3	4	1	1	3	2
南予地域 (八幡浜)	県	2	4	1		1	1	2	1		5			1	3			2	
	農協	0																	
	NOSA	2	4	2	1						3								
	法人・その他の団体	0																	
	個人開業施設	11	2	1						3	2	1	1						
	小計	15	10	4	1	1	1	2	1	3	10	1	1	1	3	0	0	2	0
南予地域 (宇和島)	県	1	1	1							1			1					
	農協	0																	
	NOSA	1																	
	法人・その他の団体	0																	
	個人開業施設	6	1							3	2	2	1						
	小計	8	2	1	0	0	0	0	0	3	3	2	1	1	0	0	0	0	0
合計	県	8	10	6	1	4	2	3	5	1	10	1	0	7	8	1	1	7	2
	農協	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	NOSA	6	7	4	2	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0
	法人・その他の団体	3	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	個人開業施設	34	8	6	2	0	0	0	0	11	9	6	3	0	1	0	0	0	0
	計	54	26	17	6	4	2	3	5	13	26	8	3	7	9	1	1	7	2

(単位台)

地域	開設者区分	診療機能数	病理組織学検査装置等													飼料分析装置等			
			偏光顕微鏡	システム生顕微鏡	自動固定装置	スライド	凍結切片作製器	高速冷却機	組織回転培養装置	病理組織作製装置	検電泳機	病理診断画像処理機器	自動染色装置	病理標本保存真空パック	病理処理装置	遠心ホーダー	組織曲出装置	脂肪抽出器	
東予地域 (西条)	県	2					1	1					1					1	
	農協	0																	
	NOSA	2																	
	法人・その他の団体	0																	
	個人開業施設	9																	
	小計	13	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
東予地域 (今治)	県	1																	
	農協	1																	
	NOSA	0																	
	法人・その他の団体	0																	
	個人開業施設	3																	
	小計	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中予地域	県	2	1		3	4	1	1	2	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1
	農協	2																	
	NOSA	1																	
	法人・その他の団体	3																	
	個人開業施設	5		1															
	小計	13	1	1	3	4	1	1	2	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1
南予地域 (八幡浜)	県	2		1															
	農協	0																	
	NOSA	2																	
	法人・その他の団体	0																	
	個人開業施設	11		1															
	小計	15	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南予地域 (宇和島)	県	1																	
	農協	0																	
	NOSA	1																	
	法人・その他の団体	0																	
	個人開業施設	6																	
	小計	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	県	8	1	1	3	4	2	2	2	1	1	2	2	1	2	1	2	1	1
	農協	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	NOSA	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	法人・その他の団体	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	個人開業施設	34	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	54	2	2	3	4	2	2	2	1	1	2	2	1	2	1	2	1	1

(単位台)

地域	開設区分	診療施設数	受精移植関連装置等					その他										備考	
			培養顕微鏡	倒立型システム顕微鏡	卵子採取用探針	受精凍結器	ピラリ電気刺激システム	ホフレ滅菌器	インキベーター	生物顕微鏡	蛍光顕微鏡	超広視野生物顕微鏡	超低温サー	ドライファンパー	麻酔器	炭酸ガス養器	レーザー		ECG滅菌器
東予地或 (西条)	県	2				1		1	1	2	1	1	1	1		2		2	
	農協	0																	
	NOSA	2						1	2	2									
	法人・その他の団体	0																	
	個人開業施設	9						4	1	6						2		3	
	小計	13	0	0	0	1	0	6	4	10	1	1	1	1		2	2	3	2
東予地或 (今治)	県	1						1	1	0									
	農協	1								1									
	NOSA	0																	
	法人・その他の団体	0																	
	個人開業施設	3						1	1	1				1				1	
	小計	5	0	0	0	0	0	2	2	1	1	0	0	0	1	0	0	1	
中予地或	県	2						4	8	8	1	1	2	3	1		1	1	
	農協	2																	
	NOSA	1						1	1	1									
	法人・その他の団体	3						2	1	2					1		1		
	個人開業施設	5						1	1	3					2				
	小計	13	0	0	0	0	0	8	11	14	1	1	2	3	4	0	2	1	
南予地或 (幡豆)	県	2	1	1	1	2	1	3	5		1	2			1	3			
	農協	0																	
	NOSA	2						2	2	2									
	法人・その他の団体	0																	
	個人開業施設	11		1				2	1	2					2				
	小計	15	1	2	1	2	1	7	8	4	1	2	0	0	3	3	0	0	
南予地或 (宇和島)	県	1						1	3										
	農協	0																	
	NOSA	1						1	1										
	法人・その他の団体	0																	
	個人開業施設	6						2		1					1			1	
	小計	8	0	0	0	0	0	4	4	1	0	0	0	0	1	0	0	1	
合計	県	8	1	1	1	3	1	10	18	10	3	4	3	4	2	5	1	3	
	農協	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	NOSA	6	0	0	0	0	0	5	6	5	0	0	0	0	0	0	0	0	
	法人・その他の団体	3	0	0	0	0	0	2	1	2	0	0	0	0	1	0	1	0	
	個人開業施設	34	0	1	0	0	0	10	4	12	1	0	0	0	8	0	3	2	
	計	54	1	2	1	3	1	27	29	30	4	4	3	4	11	5	5	5	

2 診療施設の整備に関する目標

本県の産業動物分野における獣医療の提供は、家畜衛生指導等については、各地域の家畜保健衛生所が中心となり、自衛防疫組織である社団法人愛媛県畜産協会家畜衛生部が個人開業獣医師の中から指定した獣医師(以下、「指定獣医師」という。)と連携して、衛生指導にあたっている。家畜の診療については、愛媛県農業共済組合連合会(以下、「NOSA I えひめ」という。)が主体で業務にあたり、農業協同組合及び産業動物診療の個人開業施設が補足的な役割を担っているほか、指定獣医師が大中家畜を中心に予防注射を行なっている状況にある。

診療は往診が主体であるため、診療機器等の整備にあたっては、開業獣医師の経済的負担とならないよう配慮し、家畜保健衛生所、NOSA I えひめ、愛媛県酪農業協同組合連合会(以下、「県酪連」という。)等、獣医療関連施設及びその他の診療施設の機能及び連携体制の目標を定め、各施設の計画的整備を行い、診療の効率化、迅速化及び診療内容の高度化を促進する。

(1) 診療施設別の整備目標

ア 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所については、地域の家畜衛生指導に関する中枢機関として、家畜飼養者に対する総合的技術支援、家畜伝染病の発生予察による防疫・指導体制を図るとともに、初期検査機能及び検査能率の向上を目指した機器を主体とした整備を促進する。特に、口蹄疫等家畜伝染病の発生に伴い緊急的な防疫措置が必要とされる場合に備え、初動防疫に必要な動力噴霧器や電気と殺器等の必要資材の整備を行う。

イ 家畜病性鑑定所

家畜病性鑑定所については、家畜保健衛生所の病性鑑定の中枢機関として、家畜伝染病の迅速かつ的確な診断と畜産物の安全を確保するため、病性鑑定機能の充実・強化やより高度で先進的な診断機能の向上を目指した機器整備と、それに伴うバイオハザードに考慮した施設整備を図る。

ウ NOSA I えひめ

NOSA I えひめについては、県内各地域の産業動物診療の中枢機関としての機能を発揮するため、診療施設間の機能分担・業務連携の強化を推進するとともに、診療における迅速かつ機能の向上を目指した機器を主体に診療施設整備計画に基づく長期低利の融資制度の積極的な活用等により、整備の推進を図る。

エ 農業協同組合

県酪連等農業協同組合の施設については、地域の大家畜及び中家畜の診療の補完的施設として診療の効率化を図ることとするが、往診診療が主となるため、比較的

簡易な機器を主体に整備を促進し、高度な機器を必要とする検査等については家畜保健衛生所等と連携し、その施設の有効利用を促進する。

オ 個人開業

産業動物に係る個人開業診療施設については、その大半が小動物の診療も兼ねているものの大動物用に整備された機器は少なく、また産業動物診療のみを対象とした施設については往診診療が主となることから、いずれも比較的簡易な機器を主体に整備を促進するとともに、家畜保健衛生所等をはじめとする産業動物専門施設の活用に努める。

(2) 各地域における診療施設の整備目標

ア 東予地域（西条）

当地域は、平成22年度には県内比率においては乳用牛17%、豚28%、採卵鶏44%を占め、豚及び採卵鶏における県内の主産地であるうえ、乳用牛では1戸あたりの平均飼養頭数(99.2頭)が県平均(44.5頭)を大幅に上回った大規模経営体が多いことから、今後も乳用牛、豚及び採卵鶏を中心とした産地となることが見込まれる。そのため、西条及び今治地域を管轄するNOSA I えひめ家畜診療所や家畜保健衛生所において、診療の的確化並びに多検体検査に対応できる機器等を計画的に整備し、個人開業獣医師も含めて相互に連携し効率的利用を図る。

イ 東予地域（今治）

当地域は、平成22年度には豚12%、採卵鶏17%、ブロイラー15%を占め、豚では1戸あたりの平均飼養頭数(5560.0頭)が県平均(1743.4頭)を大幅に上回った大規模経営体が多いことから、今後も豚、採卵鶏及びブロイラーを中心とした産地となることが見込まれる。そのため、一部の養豚農家で診療を行っているJA 全農えひめ家畜診療所のほか、開業獣医師が各種疾病に的確に対応するための診療用機器及び比較的簡易な検査機器の計画的整備を行うとともに、NOSA I えひめ家畜診療所や家畜保健衛生所との連携強化に努め、検査機器の効率的利用を図る。

ウ 中予地域

当地域は、平成22年度には肉用牛17%、採卵鶏20%、ブロイラー18%を占め、採卵鶏では県内の主産地の一つであり、今後も肉用牛、採卵鶏、ブロイラーの産地となることが見込まれる。そのため、NOSA I えひめ家畜診療所や家畜保健衛生所において、的確な診療並びに検査に対応できる機器等を計画的に整備し、個人開業獣医師も含めて相互に連携し効率的利用を図る。また久万高原町では、県

下全域からの肉用牛の放牧が行われる公共牧場があることから、診療を実施するNOSA I えひめ家畜診療所や衛生検査を実施する家畜保健衛生所において、放牧牛に対する診療や衛生検査に対応する機器等を計画的に整備する。

なお、当地域には家畜保健衛生所の検査並びに疾病診断の中核機関である家畜病性鑑定所が設置されていることから、診断機能の向上及び迅速化を目指した機器を主体に整備を促進する。

エ 南予地域（八幡浜）

当地域は、平成22年度には乳用牛62%、肉用牛55%、豚43%、ブロイラー49%を占め、乳用牛、肉用牛、豚及びブロイラーの県内の主産地であり、今後も地域を支える基幹産業であることが見込まれる。そのため、NOSA I えひめ家畜診療所や家畜保健衛生所において、診療の的確化並びに多検体検査に対応できる機器等を計画的に整備し、個人開業獣医師も含めて相互に連携し効率的利用を図る。

また西予市では、県下全域からの乳用牛の放牧が行われる公共牧場があることから、診療を実施するNOSA I えひめ家畜診療所や衛生検査を実施する家畜保健衛生所において、放牧牛に対する診療や衛生検査に対応する機器等を計画的に整備する。

オ 南予地域（宇和島）

当地域は、平成22年度には乳用牛9%、肉用牛11%、ブロイラー14%を占め、今後も乳用牛、肉用牛、ブロイラーの産地となるが見込まれ、特に愛南町は畜産が盛んな地域であるが、愛媛県の最南端に位置し、診療や検査を実施するうえで迅速性が問題となる。そのため、NOSA I えひめ家畜診療所や家畜保健衛生所において、的確な診療並びに迅速な検査に対応できる機器等を計画的に整備し、個人開業獣医師も含めて相互に連携し効率的利用を図る。

第2 獣医師の確保に関する目標

1 獣医師の確保目標

平成32年度を目標年度とする産業動物獣医師の確保目標及び公務員獣医師の確保目標は次のとおりとする。

(単位：人)

地 域	平成22年12月現在の獣医師数	平成32年度における獣医師の確保目標	確保すべき人数
東予地域(西条)	13	13	0
東予地域(今治)	6	4	2
中予地域	14	13	1
南予地域(八幡浜)	21	18	3
南予地域(宇和島)	7	8	1
愛媛県に勤務 注1)	107(52)	112(58)	5(6)
市町に勤務 注2)	(9)	(9)	0
計	168	168	0

注1) 愛媛県に勤務で、()内の人数は農林水産部局公務員獣医師を示す。

注2) 市町の公務員で、獣医師の配置があるのは松山市のみであるが、産業動物に関わる業務を実施していないため、本目標に含まない。

2 獣医師の確保対策

(1) 産業動物獣医師及び農林水産部局公務員獣医師の確保

獣医学生に対して、家畜保健衛生所、NOSA I えひめ等での臨床実習を通じて業務内容の理解を深めるインターンシップを積極的に受け入れるとともに、獣医系大学を訪問し、業務内容の紹介、職員採用案内等を行うことで、獣医学生が産業動物診療や家畜衛生等行政分野の意義や魅力について知る機会の増大を図る。さらに国が行う「行政体験研修」制度により獣医学生の研修を積極的に受け入れ、本県への就職を誘導する。

また、平成23年度から、県農林水産部局は、愛媛県畜産協会が実施している獣医師養成確保修学資金貸与事業の共同負担者として、修学資金の貸与により公務員分野における産業動物獣医師の確保に努めていく。

(2) 保健部局等公務員獣医師等の確保

保健所での食品衛生検査、動物愛護センターでの啓発活動、また獣医学生に対して、とべ動物園での展示動物診療の体験を通じて業務内容の理解を深める実習を積極的に

受け入れることで、獣医師としての食の安全に対する役割、展示動物診療に対する意義や魅力について知る機会の増大を図る。

(3) 労働条件や環境の改善

産業動物分野や公務員分野における獣医師の確保が難しくなっている原因の一つに小動物分野に比べて所得の格差が生じていることが挙げられることから、所得格差の是正に努めるとともに、女性獣医師が継続的に就業できる環境の改善に努める。また、女性だけでなく男性も育児に対し積極的に参加するといった所得だけにこだわらない多様な生活スタイルにも対応できる労働環境づくりに努める。

(4) 再就職支援

家畜の診療や家畜衛生行政に携わり畜産関係技術や知識・経験を持つ獣医師の活用を推進するため、農業関係団体、家畜保健衛生所等の勤務獣医師の退職者や未就業の女性獣医師の有効活用に向け、獣医師の就業状況、採用・求職情報提供等を行う。

第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

診療施設の整備に関する目標及び獣医師の確保に関する目標を達成するために計画的な取り組みが必要と見込まれる地域は、次のとおりである。

なお、本県における地方機関である地方局及び支局が存在し、かつ家畜保健衛生所が所轄する地域である、西条、今治、松山、八幡浜、宇和島の5地域とする。

地 域	地域の市町名
東予地域(西条)	四国中央市、新居浜市、西条市 (3市)
東予地域(今治)	今治市、上島町 (1市1町)
中予地域	松山市、東温市、伊予市、砥部町、久万高原町、松前町 (3市3町)
南予地域(八幡浜)	大洲市、八幡浜市、西予市、内子町、伊方町 (3市2町)
南予地域(宇和島)	宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町 (1市3町)

第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

1 組織的な家畜防衛体制の確立

家畜保健衛生所を核とし、NOSA I えひめや農業協同組合等をはじめとする民間の獣医師、飼育者等の連携の下で家畜伝染病及び不明疾病に対するサーベイランス体制の強化を図る。また、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザをはじめとする家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理に対し、その再点検・強化のため、公務員獣医師としての家畜防疫員の確保、民間の獣医師等の家畜防疫活動への支援体制、診療施設間の連絡・応援体制について、獣医師以外の作業員の確保体制も含め関係機関の連携

の下、整備を図る。

これら連携確認・維持を図るため、県域及び各地域における家畜防疫に関する会議や毎年度海外家畜悪性伝染病防疫演習を開催し、関係者が一体となった組織的な家畜防疫体制の確立を図る。

2 診療施設・診療機器の効率的利用

診療施設・診療機器の高度化を図ることは重要であるが、各々の施設において高度な診療機器を整備することは過剰な設備投資につながる恐れがあることから、家畜保健衛生所、家畜病性鑑定所、NOSA I えひめ等が整備する診療機器等を各施設間の連携・協力の下での機能分担を促進し、効率的な利用を図る。

3 獣医療情報の提供システムの整備

診療施設相互の機能が円滑に発揮されるよう、家畜保健衛生所、家畜病性鑑定所、NOSA I えひめ、農業協同組合等獣医療関連機関の相互の情報交換を図る。

また、抗体検査、生化学検査等の衛生検査成績、食肉衛生検査成績等の情報を診療及び保健衛生指導に活用するための獣医療情報の提供システムの整備を促進する。

4 衛生検査機関との業務の連携

飼養規模の拡大した畜産経営における集団管理衛生技術で必要となる特殊な機器や施設については、家畜保健衛生所、家畜病性鑑定所、NOSA I えひめ、民間検査機関等を活用する等衛生検査機関との業務の連携を促進する。

第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の講習に関する事項

1 臨床研修

(1) 産業動物分野

臨床現場における実践的獣医療技術や法令、食品のリスク管理、畜産関連産業等に関する知識・技術の習得を図るため、愛媛県獣医師会、NOSA I えひめ診療施設等の連携を促進しつつ、新規獣医師のうち診療分野に就業する者を対象とする臨床研修への参加の促進を図る。

(2) 公務員分野

家畜衛生、公衆衛生、動物愛護・福祉等の行政に携わっていく上で必要な知識、技術、畜産関連産業等の知識・経験の習得を目的として実施される技術研修、講習会等への参加の促進を図る。

特に、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の大規模な発生を想定し

て家畜衛生部局だけでなく、公衆衛生部局、市町、関係機関、民間獣医師等が一体となった連絡体制、防疫体制、消費者・マスコミへの対策等についての防疫演習等を実施し、関係者の訓練と意識の統一を図る。

(3) 小動物分野

県獣医師会等は、新規獣医師に必要な実践的な診療技術の修得、飼育者とのコミュニケーション能力の向上に加え、実務上も求められる法令遵守や職業倫理、動物福祉の重要性を再認識させる研修を行う。

2 高度研修

(1) 産業動物分野

国や中央団体等が農業関係団体等の施設を利用して開催する、診療獣医師を対象とした集団管理衛生技術、高度診療機器による診療・治療技術等の習得を目的として実施される技術研修等への参加の促進を図る。また、県獣医師会等は各種研修会、講習会の開催に努めるとともに、学会等への参加の促進を図る。

(2) 公務員分野

県は国や中央団体等において開催される講習会等へ職員を積極的に参加させることで、地域における高度な技術を持った専門家及び指導者の養成を図るとともに、当該指導者による地域の獣医師への技術指導等を計画的に行い、地域獣医療技術の向上を図る。

(3) 小動物分野

専門性の高い獣医療技術の習得を目的として実施される技術研修や、獣医師会等が開催する学会、研修会、講習会等への参加の促進を図る。

3 生涯研修等

(1) 診療獣医師が日進月歩する獣医療技術及び海外悪性伝染病、新興・再興感染症等に関する知識・技術を適時適切に取り入れることにより社会的ニーズに対応した獣医療を提供していくため、各種学会や獣医師会等が開催する研修会等への参加やこれらが提供する教材等の利用の促進を図る。

(2) 研修施設への移動が困難な地域等に勤務する獣医師についても、各種の新しい情報媒体等を活用した教材の利用による研修の促進を図る。

(3) 離職・休職中の獣医師を対象とした技術研修への参加の促進を図る。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

家畜衛生行政に加え、公衆衛生行政や動物愛護・福祉行政、野生動物管理等の自然環境保全についても考慮して、地域の獣医療の状況を十分に把握するとともに、監視指導体制の整備や獣医療に関する相談窓口の明確化等について検討の促進を図る。

2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

(1) 産業動物分野及び公務員分野

県や県畜産協会等は、自衛防疫活動の強化をはじめとして、産業動物の飼育者に対する家畜衛生や食品の安全性の向上に関する知識・技術の一層の啓発・普及に努め、品質面、安全面及び価格面で優れた畜産物を生産するための農場HACCPの普及の促進を図る。

(2) 小動物分野

県獣医師会等は、小動物の適切な健康管理を図るため、飼育者に対する衛生知識の啓発・普及及び健康相談活動の促進を図るとともに、獣医師によるインフォームド・コンセントの徹底、獣医療相談窓口の設置、診療施設の専門化・機能分担、夜間・休日における診療体制の整備に関する合意形成等適切な獣医療の提供のために必要な条件整備の促進を図る。

また、学校飼育動物の保健衛生指導や自然災害発生地域でのボランティア活動等による社会貢献の充実を推進する。

3 広報活動の充実

県や県獣医師会等は、家畜衛生情報や獣医療に関する広報活動を行い、獣医療の果たす役割についての県民の理解の醸成や飼育者に対する衛生知識の啓発普及に努める。

また適切な獣医療の提供のために、夜間・休日に診療を提供する診療施設等に関する広報活動の促進を図る。

4 診療施設の整備

本計画に基づき診療施設の整備を推進する場合には、獣医療法第15条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資について一層の活用を図る。